**日野市介護人材就労促進事業業務委託　公募型プロポーザル実施要領**

**１　業務名**

日野市介護人材就労促進事業業務委託

**２　業務概要**

（１）業務内容　別紙仕様書（案）のとおり

（２）委託期間　令和６年４月１日から令和７年３月３１日

（３）委託限度額　2,954千円（消費税及び消費税相当額含む）

※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

※本事業は予算決定前の準備行為として行うもので、事業の実施を確約するものではない。

**３　プロポーザル参加及び業務委託の資格要件**

プロポーザルに参加し、事業を受託する事業者は、以下の要件を満たす必要がある。

（１）類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、 実績が十分にあること。

（２）単体での申請とし、企業共同体（JV）申請は認めないものとする。 ただし、業務遂行において専門性が高く再委託等が必要である場合は、その都度市と協議するものとする 。

（３）令和５年４月１日時点において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。登録していない場合は、以下の書類を提出することで、参加資格を満たすことができる。

・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

・財務諸表

・法人事業税の納税証明書

・納税証明書その１（法人税かつ消費税及び地方消費税）

（４）地方自治法施行令第167 条の 4 の規定に該当していないこと。

（５）申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。

（６）会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。

（７）民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

（８）日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

（９）応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とすること。

**４　受託事業者の選定及び委託契約の方法**

（１）委託事業者の選定に当たっては、企画提案を公募し、提出された企画提案の内容について、書面及び提案者のプレゼンテーションを選定委員会で審査し、決定する。

（２）契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。

（３）仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。ただし、本業務の目的達成のため、提案協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と順次交渉するものとする。

**５　質問と回答**

（１）提出方法

質問は必ず質問書（任意）を用い、電子メールで行うこと。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

（２）受付期間

令和５年（２０２３年）１０月１０日（火）

（３）提出先メールアドレス　[kaigo@city.hino.lg.jp](mailto:kaigo@city.hino.lg.jp)

(4)質問への回答

（１）の質問に対する回答は、令和５年１０月１７日にＨＰに掲載する。

**６　企画提案書の提出**

（１）提出書類

以下の①～⑤の書類を紙に印刷し、提出すること。

①参加表明書（様式１）

②企画提案書表紙（様式２）

③会社概要及び類似業務実績（様式３）

④企画提案書（任意様式）

・原則Ａ４版両面仕様とし、縦横は問わない。

・仕様書、審査基準を参照の上作成すること。

⑤見積書（任意様式）

委託費用の上限額の範囲内で、全ての経費を出来るだけ詳細に、経費区分が分かるように具体的に積算すること。

（２）提案書に求める事項

この業務は、介護の資格を持っていない人への入門的研修である。受講者は毎年一定数いるが、就労まで繋がっていないことが大きな課題となっている。

以上を踏まえ、以下に記載の項目について提案をお願いします。  
・介護に興味がある人をこの研修に受講させ、確実にマッチングさせる方法  
・今まで介護とは無縁だった人が、「この事業は魅力だ、参加してみたい」と思ってもらえるようなアプローチ方法  
・就労が決まった場合の今後のフォローについて  
・就労が決まらなかった場合の課題や分析について  
・受講者募集方法について  
・ターゲット層を明確にした求人戦略について

（３）提出部数　　正本１部、副本７部

（４）提出期限　　令和５年１０月３１日（火）　１７時　必着　※持参又は郵送のみ。

（５）提出先

住所　〒191-8686　東京都日野市神明1-12-1

日野市介護保険課介護給付係　担当　宮川・大貫　☏042-514-8519

**７　委託業者の審査方法**

選定委員会により、提出された企画提案の内容について、書面及び提案者のプレゼンテーションによる審査を行い、委託業者候補を決定する。

**８　プレゼンテーション**

日時　令和５年１1月16日（木）、17日（金）

会場　日野市役所５階５０7会議室（待機室　日野市役所５階５０3会議室）

※日時の詳細について、別途参加者へメールにて連絡することとする。

**９　審査基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 |
| 提案内容の独創性 | 自社の強みを活かした発想や工夫に基づく提案がなされているか。 |
| 市現状に関する分析 | 日野市が行ってきた介護人材育成研修について現状をとらえられているか。その上で、課題に対して解決できる提案となっているか。 |
| 業務の実施体制 | ・業務を安定的に遂行できる実施体制となっているか  ・責任者として、安心して任せられるか |
| 業務内容の理解度 | ・介護人材を確保する上で、本業務が果たす役割を理解した上での提案内容となっているか  ・どの層をターゲットにするか明確になっているか |
| 専門的知識・業務実績 | ・業務を遂行するために必要な専門的知識（介護保険制度や介護人材不足・介護事業所等）を有しているか  ・同種、類似業務について十分な実績があるか |
| 必要経費 | 業務内容に見合った適切な経費であるか |
| プレゼンテーション | 時間内にわかりやすく説明され、質問に対する応答が明快・迅速か。責任感や誠実さがプレゼンテーションから感じられるか。 |

**１０　結果の通知**

審査の結果（提案の採否）は、後日、書面で通知する。

**１１　スケジュール**

（１）質問書提出日　　　　　　　令和５年１０月１０日（火）

（２）企画提案書提出期限　　令和５年１０月３１日（火）

（３）プレゼンテーション　　　　令和５年１1月16日（木）、17日（金）

（４）契約締結　　　　　　　　　　令和６年４月１日

（５）業務完了期限　　　　　　　令和７年３月３１日

**１２　その他**

（１）提出された企画提案書は返却しない

（２）企画提案書等の作成及びこれらに係わる附帯作業の経費等は、提案者の負担とする

（３）プロポーザル審査は、参加申請が１者であっても実施する

（４）参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意）を提出すること。

（５）選定の過程や選定の結果の情報は、原則開示するものとする。ただし、契約候補者以外の参加者から評価内容に関する情報提供依頼があった場合には、当該参加者と契約候補者のそれぞれの項目別の点数を開示する。なお、参加者等の商号・名称、提案書を選定した理由（選定経過等）を市が公表できることを了承の上、参加すること。